

就学支援金受給資格認定申請「e-Shien」の意向登録および申請方法(手順)

【事前にご準備いただくもの】

- ◎電子端末(スマートフォン等) ※マイナポータルアプリにてマイナンバーカードを読み込める端末
 - ◎マイナポータルアプリの DL・利用登録 ※マイナポータルから情報を読み込み申請する場合
 - ◎ログイン ID・パスワード通知書 ※入学式(4/11)時に配布
 - ◎マイナンバーカード(通知書) ※親権者全員分
- ※申請には原則マイナンバーカードもしくは通知書(マイナンバー12桁)が必要です。
- ※カード未発行ならびに通知書を紛失され、マイナンバー(12桁)が分からない方は、住民票(マイナンバー記載のある住民票を役所にて申請のこと)等でも確認できます。

【申請の手順】<e-Shien ログイン～意向登録(全員)～受給資格認定申請(希望者)まで>

【1】 e-Shien サイト(<https://www.e-shien.mext.go.jp/>)へアクセスし、ログインする



【2】 ログイン後、ポータル画面内の新規申請「意向登録」ボタンをクリック



【3】 確認事項の内容をすべてご確認いただき、項目すべてに「✓」を入れる



【4】 意向確認のどちらかを選択し「✓」を入れる

※奨学生(GS・GA・GB・TA・TB)の方も支給基準に該当される方は必ず申請してください

※就学支援金の受給対象か否か判断がつかない場合は申請してください



【5】 上記③・④の選択が終わったら「入力内容確認」をクリック



【6】 登録内容が正しいことを確認し「本内容で登録する」をクリック



【7】 意向の登録結果が表示、申請される方は引き続き「①の場合 続けて受給資格認定申請を行う」ボタンをクリック(8へ)

※申請をしない場合は手続き完了のため、マイページに戻りログアウトしてください

※誤って意向内容を登録した場合、自身で修正することはできません。その場合には高校事務室にて意向登録解除を行いますので高校事務室までご連絡ください。



【8】 認定申請登録(生徒情報)画面が表示されるため、学校で登録された生徒情報が正しいかを確認

※登録された情報に誤りがある場合には、この画面で修正してください。



【9】 生徒情報を確認し、間違いが無ければ「学校情報入力確認」ボタンをクリック



【10】 認定申請登録(学校情報)画面が表示され、何も変更せずに「保護者等情報入力」ボタンをクリック

※在学期間は2023年4月1日～になっております。4月11日～に変更(修正)しないようご注意ください。



【11】 認定申請登録(保護者等情報)画面で、「Q1. 親権者はいますか」の設問にて該当する項目に「✓」を入れる



e-Shien サイト

【12】「Q2. 親権者2名分(2名以上いる場合は全員分)の収入状況を提出することはできますか。」の項目が表示されるため、該当する項目欄に「✓」を入れる

↓

【13】⑫でチェックした項目に伴って、登録が必要な保護者等の入力欄(人数分)が表示されるため、「個人情報」⇒「収入状況提出方法」⇒「生活保護関係情報」⇒「課税地情報」の順に情報を入力または選択する

項目	入力内容(下記入力内容に誤りがある場合、審査差戻しの対象となります)
個人情報	◎氏名(漢字・ふりがなを正しく入力すること) ◎生年月日(必ず西暦にて入力すること) ◎電話番号(日中連絡の繋がる連絡先を入力すること) ◎メールアドレス(アドレスの入力ミスが多発しているため注意のこと) ◎生徒との続柄
収入状況提出方法	「 <u>個人番号カードを使用して自己情報を提出する</u> 」または「 <u>個人番号を入力する</u> 」の <u>どちらかで申請</u> してください(本校では原則オンラインでの提出とさせていただきます)。 ※上記での申請(提出)が困難な場合には高校事務室までお問い合わせください。 ※何らかの原因によりマイナポータルから自己情報が引き出せない場合には「個人番号を入力する」で申請してください。「個人番号を入力する」を選択された方は、マイナンバー(個人番号)12桁を間違えないよう入力してください。
生活保護関係情報	◎該当する方を選択する ※保護者等がその年の1月1日現在(申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在)に生活保護(生活扶助)を受給している場合は「受給あり」を選択し、福祉事務所設置自治体を選択してください。設置自治体が都道府県の場合(該当する町村がない場合)は、市区町村に「-」を選択してください。
課税地情報	<u>保護者等の 2022 年1月1日時点の市区町村の住所を選択してください。</u> ※4～6月分の就学支援金は、前年(1月1日時点)の課税標準額にて審査されますので住所の選択をお間違えないようご注意ください。(2023年1月1日時点の住所ではありません) <u>※お仕事の都合上、海外赴任などで日本国内に住所を有していない場合には、「日本国内に住所を有していない」にチェックを付けてください。</u>

↓

【14】必要事項すべての入力完了したら「入力内容確認(一時保存)」をクリック

↓

【15】「認定申請登録確認」画面で登録情報を再度確認し、間違いや入力漏れが無ければ、確認事項すべてに「✓」を入れ、「本内容で申請する」をクリック

↓

【16】「認定申請登録結果」画面が表示され、以上で e-Shien での申請は完了となります。お疲れさまでした。
受付番号が表示される為、スクリーンショットをするか用紙に書き写し保管するようお願いいたします。

↓

【17】封筒に同封されております「高等学校等就学支援金の認定に伴う各種補助金に係る情報連携依頼書」を記入し、4月11日(火)～18日(火)の期間内に生徒に持たせたうえで高校事務窓口まで直接提出してください。

◎申請情報をもとに国・千葉県が受給対象可否の審査をおこないます。

◎県から申請情報エラーが発出された場合、県より高校へエラー情報が通知されるため、その際には高校より保護者の皆さまへ確認の連絡をさせていただく場合があります。

=====